

国民年金からのお知らせ

前納するとお得です！ 前納割引制度の申し込みは2月末までに！

国民年金の保険料をまとめて前払いすると、保険料が割引されます(前納割引制度)。平成29年4月分保険料から、前納のお支払方法はこれまでの口座振替に加え、新たに納付書とクレジットカードでの納付ができるようになります。お得な前納制度の申し込みは毎年2月末までです。早めにお手続きください。

▶ 注意点

▶ 口座振替の場合

① 前納保険料の振替日は4月末(6か月前納の場合は4月末と10月末)のため、前月分の保険料と同時に振替となります。

(例) 1年前納を申し込んだ場合

→ 1年前納納付額と平成29年3月分(1万6,260円)の合計額が、5月1日(月)に引き落とされます。
※平成29年4月30日は日曜のため、5月1日(月)が振替日となります。

② 残高不足で口座からの振替ができなかった場合は、前納割引制度の適用はありません。次回の振替日(2年前納、1年前納の場合は翌年4月末)までの間は、割引がない通常の翌月末振替になります。

※クレジットカード前納の場合は、支払日にクレジットカード会社が立替納付します。

▶ 申込期限 2月28日(火)まで

※6か月前納の申し込みは、2月末までと8月末までの年2回です。

▶ 申し込みに必要なものと申込先

	申し込みに必要なもの	申込先
口座振替	預金通帳、口座の届出印、年金手帳	住民課 国民年金係、東福岡年金事務所、口座をお持ちの金融機関
クレジットカード納付	クレジットカード、年金手帳	住民課 国民年金係、東福岡年金事務所
納付書	年金手帳	住民課 国民年金係、東福岡年金事務所

※申請書は日本年金機構ホームページからダウンロードできます。

<http://www.nenkin.go.jp/service/kokunen/hokenryo/20150313-03.html>

〔参考〕平成28年度 振替方法別割引額一覧

振替方法	納付方法	1回当たりの納付額	割引額	2年分に換算した割引額	振替日(クレジットカード前納は立替日)
2年前納(平成28年4月～平成30年3月分)	口座振替、クレジットカード、納付書	約377,000円	約15,000円	-	平成28年5月2日
1年前納(平成28年4月～平成29年3月分)	口座振替、クレジットカード、納付書	約191,000円	約4,000円	約8,000円	平成28年5月2日
6か月前納(平成28年4月～平成28年9月分、平成28年10月～平成29年3月分)	口座振替、クレジットカード、納付書	約96,000円	約1,000円	約4,000円	平成28年5月2日 平成28年10月31日
当月末振替(早割)	口座振替	16,210円※	50円	1,200円	毎月月末
翌月末振替(通常の支払方法)	口座振替、クレジットカード、納付書	16,260円※	なし	なし	翌月末(クレジットカード納付は当月末)

※金額は平成28年度の保険料です。平成29年度の保険料と割引額は2月末ごろに決定する予定です。納付方法によって割引額は異なります。

☎ 住民課 国民年金係 ☎ 932-1151(内線118)

東福岡年金事務所 国民年金課(福岡市東区馬出3の12の32) ☎ 651-7967(代表)



「不用品、なんでも買い取ります！」に「注意を！」

相談事例

不用品の訪問購入 「着なくなった洋服や、使わなくなったバッグや靴など、なんでも買い取ります。不用品はありませんか？」と感じのよい男性から自宅に電話があった。ごみとして捨てるにもお金がかかると思い、気軽に訪問を了承した。洋服やバッグ、腕時計など30点近くを査定してもらったところ総額500円で買い取るという。思ったより安かったが、捨てるつもりだったので買い取りを了承した。しかし、大事なものが含まれており、今は後悔している。

アドバイス

購入業者が自宅などで物品を購入する「訪問購入」は、特商法で規制されている取引です！

① 不招請勧誘の禁止 飛び込みの勧誘は禁止されています。また、しつこい勧誘や買い取る物の種類を明らかにしないで勧誘することも禁止されています。

② 契約書面の交付義務 事業者の連絡先や物の種類、特徴、価格、クーリングオフ制度などについて記載された書面を交付する義務があります。

③ 物の引き渡しの拒否 契約書面を受け取ってから8日間(クーリングオフ期間中)は、物の引き渡しを拒否することができます。

● 訪問購入の場合、契約書面を受け取ってから8日間はクーリングオフが可能です。書面で事業者へ通知することによって、無条件で契約の解除ができ、受け取った代金を事業者へ返金し、事業者へ渡した物を返品してもらうことができます。もし、クーリングオフ期間中に事業者が第三者に物を引き渡してしまった場合は、その情報が事業者から

すぐに通知されます。

● 突然訪問されても、知らない人を自宅に簡単にあげないようにして、売りたいくない場合はきっぱりと断りましょう。

● 買い取りを依頼する場合、すぐに引き渡す必要はありません。本当に手放してよいかをよく考えましょう。

● 困ったと思ったら、すぐに消費生活センターに相談しましょう。

消費生活相談のお知らせ

かすや中南部広域消費生活センター

開設日 月曜～金曜

相談時間 (祝日、年末年始は休み)

10時～12時 13時～15時30分

場所 志免町志免中央1の10の10

志免町地域安全安心センター2階

☎ 9360-1594

☎ 9322-1438(ダイヤルイン)

☎ 9322-1151(内線216)



平成29年度「おひさまくらぶ」利用児童を募集します

障がい児放課後等対策事業(通称 おひさまくらぶ)では、平成29年度利用児童を募集します。

この事業は、障がい児の健全育成と保護者の就業支援や一時的な休息を目的として実施しており、現在5人から10人の子どもたちが毎日にぎやかに過ごしています。

夏休みなどの長期休暇期間は、普段と違った遊びやイベントを取り入れ、季節感などが感じられる支援に取り組んでいます。

▶ 対象者 須恵町にお住まいで、障がいに関する手帳を所持している医療行為の必要がない小中学生

▶ 利用時間 学校が終わる時間から午後6時まで
※長期休暇期間は、9時から18時まで(お弁当持参)

▶ 休業日 土日祝日、お盆および年末年始

▶ 申込方法 須恵町社会福祉協議会で配布する申請書に記入後、必要書類などを添えて申し込みとなりますので、事前にお問い合わせください。

▶ 申込受付 2月上旬から開始

※詳細については、お問い合わせください。

☎ 須恵町社会福祉協議会 ☎ 933-2160

